

答 申

審査会の結論

北九州市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書を不開示とした処分は妥当である。

理 由

第1 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成27年5月7日、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「平成19年2月15日〇〇まちづくり協議会が申請した「資源回収用具貸与申請書」「土地使用承諾書」に不正申請が発覚し、教育委員会では処分も含め適切に処理されましたが、環境局循環社会推進課ではいかなる補正是正をされたのか、関係する文書の一切を提出するよう求めたい。」

- 2 実施機関は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成27年5月21日付け北九環循第52号で、行政文書の不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、行政文書不開示決定通知書を平成27年5月22日に受領した。
- 3 異議申立人は、平成27年7月21日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件請求にかかる行政文書は存在するため、不存在のため不開示とした本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

(1) 「資源回収用具貸与申請書」に添付された「土地使用承諾書」の不備（土地所有者である市に承認を得ずに承諾書を作成したこと）については、市有財産賃貸借契約書第12条（権利譲渡の禁止）の契約違反行為であり、当然のことながら、同契約における契約権者である北九州市長が公平・厳正な検証を行い是正を行ったところであり、このことは、環境局循環社会推進課も知っている。

(2) 環境局循環社会推進課は、教育委員会だけの事案として把握しているようだが、資源回収用保管庫取得における「資源回収用具貸与申請書」及び「土地使用承諾書」に関わる書類審査・承認権は所管課である循環社会推進課にあり、審査後といえども、虚偽文書が提出されていたことが発覚した時点で、循環社会推進課が責任を持って市民に対し公正・厳正な検証を行い、改善すべき立場にあったといえる。

このことから、循環社会推進課が検証した関係文書は、必ず存在するといえる。

(3) 環境局循環社会推進課では、請求に係る文書を作成も取得もしておらず、保有していないということだが、教育委員会生涯学習課においては、私の訴えにより、適切・誠実に原因調査・処罰・改善策を取った。

同時に循環社会推進課においても、虚偽文書を審査し瑕疵があったことは、住民監査請求で明白であり、申請された「土地使用承諾書」は虚偽文書であることから、貸与の要件に適合しないことになり、虚偽文書行使が明白になった時点で改善措置など対処していると思われるため、本件請求にかかる行政文書は存在する。

第3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

1 不存在について

異議申立てに係る対象文書については、作成も取得もしておらず保有していないため、不存在とした。

2 異議申立人の主張に対する見解

(1) 本件請求に係る行政文書は、平成19年2月15日付けで、〇〇まちづくり協議会が申請した「資源回収用具貸与申請書」及び「土地使用承諾書」に関する補正是正処理の文書である。

(2) 「資源回収用具貸与申請書」に添付された「土地使用承諾書」の不備（土地所有者である市に承認を得ずに承諾書を作成したこと）については、土地の転貸承認を所管するのは教育委員会生涯学習課であり、生涯学習課が〇〇公民館に対して厳重注意を行い、転貸願いを提出させたことにより補正されている。

(3) 環境局循環社会推進課では、請求にかかる文書を作成も取得もしておらず、保有していない。

以上のことから、本件処分は妥当なものであり、本件異議申立てには理由がないと考える。

第4 審査会の判断

1 本件行政文書の概要等

(1) 本件行政文書は、〇〇まちづくり協議会が申請した「資源回収用具貸与申請書」及び「土地使用承諾書」に関し、教育委員会は処罰も含め適切に処理したが、環境局循環社会推進課はいかなる補正是正をしたのか、それがわかる関係する文書の一切である。

(2) 実施機関は、本件行政文書については、作成も取得もしておらず保有していないため、不存在であるとしている。

2 本件事案の争点

本件異議申立てにおける争点は、本件行政文書が不存在のため不開示とした処分は妥当であるか否かに要約される。

3 文書不存在についての判断

異議申立人の開示請求に対し、実施機関は、本件行政文書については、作成も取得もしておらず保有していないとしている。

これに対し、異議申立人は、循環社会推進課は虚偽文書行使が明確になった時点で、改善措置など対処していると思われるため、関係する文書は必ず存在すると主張している。

ここで、実施機関は、教育委員会の承認がないままの転貸については、既に補正がなされているため、循環社会推進課としてあらためて嚴重注意を行ったことはないし、あらためて提出させた文書もないとし、本件行政文書は保有しておらず不存在であると主張しているが、このことについて、当審査会による意見聴取等における実施機関の説明に特に不合理な点はなく、他に当該文書の存在をうかがわせるような特段の事情も認められない。

また、仮に、異議申立人が不正であると主張するような書類上の不備等があったとしても、これをもって実施機関が何らかの改善措置を取った文書が、「必ず存在する」と直ちに言うことはできない。

したがって、該当文書が存在するとは認められないと言わざるを得ず、不存在を理由に不開示とするのは妥当である。

なお、異議申立人は、循環社会推進課は虚偽文書である「土地使用承諾書」が提出されていたことが発覚した時点で、改善すべき立場にあったと主張しているのに対し、循環社会推進課は、「土地使用承諾書」という様式の必要記載事項は漏れなく整っており、提出された書類自体に補正を求めざるを得ないような客観的な不備があったとは思っていない旨を主張している。

このことについて、当審査会は、当該文書が虚偽文書であったか否かや、実施機関が行った書類審査等の取扱いの当不当などを判断する立場にはなく、当審査会がこれらの点について見解を述べることは、諮問庁の諮問に応じて、行政文書の開示又は不開示の妥当性を判断し、あるいは情報公開制度

の運営に関する重要な事項について審議等を行うという、審査会の役割・権限を超えることになるため、当審査会としては言及しない。

4 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関の本件処分について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市情報公開審査会

会	長	阿 野 寛 之
会長職務代理者		神 陽 子
委	員	田 村 奈 々 子
委	員	熊 谷 美 佐 子